

令和7年度 岸和田市物価高騰重点支援給付金支給事務実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、令和7年11月21日付で閣議決定された「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～において、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について、エネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（市町村民税所得割非課税）に対する支援として実施する令和7年度物価高騰重点支援給付金支給事業に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 岸和田市物価高騰重点支援給付金（以下「物価高騰重点支援給付金」という。）は、前条の目的を達するために、岸和田市（以下「市」という。）によって贈与される給付金をいう。

(支給対象者)

第3条 物価高騰重点支援給付金の支給対象者は、令和7年12月1日（以下「基準日」という。）において、岸和田市民であって、次に該当する世帯とする。

一 令和7年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯

基準日において、同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和7年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）均等割が課されていない者である世帯

ただし、一または二に該当する世帯として支給を受けた世帯に属していた世帯員は除く。

二 令和7年度分の市町村民税均等割のみ課税である世帯

基準日において、同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和7年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の所得割が課税されていない者である世帯

ただし、一または二に該当する世帯として支給を受けた世帯に属していた世帯員は除く。

2 前項第1号及び第2号に該当する世帯であって、当該世帯に基準日において市の住民基本台帳に記録されていない令和7年度市町村民税所得割非課税者がいる場合において、当台帳に記録されていない理由が真にやむを得ないと市長が認めるときは、当該者を支給対象者とする。

(支給額)

第4条 前条の規定により支給対象者に対して支給する物価高騰重点支援給付金の金額は、1世帯員につき5千円とする。

(受給権者)

第5条 物価高騰重点支援給付金の受給権者は、支給対象となる世帯の世帯主とする。(ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者(これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者))。

2 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、別記のとおりとする。

(支給の方式)

第6条 物価高騰重点支援給付金の支給を受けようとする者(以下「受給権者等」という。)は、様式第1号の確認書(以下「確認書」という。)の提出又はオンラインによる確認手続き、様式第2号の申請書(以下「申請書」という。)による申請により行う。

2 確認書の提出は郵送により行い、申請書による申請に基づく支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第3号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号による支給が困難な場合に限り行う。

一 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により市に提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

二 窓口申請方式 申請者が申請書を市の窓口に出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

三 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、又は市の窓口において提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 申請者は、物価高騰重点支援給付金の申請にあたり、公的身分証明書の写し等を提出又は提示すること等により、申請者本人による申請であることを証する。

4 口座変更を希望する受給権者等は、確認書及び申請書(以下「確認書等」という。)に次の書類を添付のうえ手続きを行う。

(1) 振込先金融機関口座確認書類

(2) 受給権者等の本人確認書類

第6条の2 市は、前条の規定に関わらず公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第3条の規定により登録された預貯金口座等(以下「公金受取口座」という。)のある世帯、及び市町村民税均等割が非課税である世帯または市町村民税均等割のみ課税である世帯を対象として実施した令和5年度及び令和6年度物価高騰重点支援給付金を、指定口座(以下「過去給付金受給口座」という。)への振込により支給を受けた世帯に対しては、物価高騰重点支援給付金の支給の申込みを行う。ただし、受給権者氏名と公金受取口座の名義及び過去給付金受給口座の名義が相違している場合は、支給の申込みは行わず、当該世帯へは確認書を発送するものとし、当該世帯は前条の規定により手続きを行うものとする。

- 2 前項の受給権者は、支給の申込みを受けた際、市長が別で定める日までに、様式第3号の届出書による受給の拒否又は様式第4号の届出書による登録口座の変更を申し出ることができる。
- 3 市長は、第1項の支給の申込み後、速やかに支給を決定し、受給権者に対し物価高騰重点支援給付金を支給する。ただし、前項の届出があった場合は、この限りではない。

(代理による確認書等の提出・受給等)

第7条 受給権者等に代わり、代理人として第6条の規定による確認書等の提出及び受給等の申請を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

- 一 基準日時点での受給権者等の属する世帯の世帯構成者
 - 二 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）
 - 三 親族その他の平素から受給権者等本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者
- 2 代理人が確認書等の提出をするときは、委任欄に代理人氏名等を記載することとし、この場合、市は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。
 - 3 代理人は、受給権者等からの委任内容に応じ、確認書等に次の書類を添付のうえ手続きを行う。
 - (1) 振込先金融機関口座確認書類
 - (2) 受給権者等の本人確認書類
 - (3) 代理人の本人確認書類
 - 4 市は、代理人が第1項第1号の者にあつては、住民基本台帳により、また、同項第2号及び第3号の者にあつては、市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

(確認書の再発行)

第8条 確認書を紛失等したため再発行を希望する受給権者等は、次の書類を市に提出するものとする。

- (1) 様式第5号再発行依頼届
 - (2) 受給権者等の本人確認書類
- 2 市は、前項に規定する書類を受理したときは、内容を確認の上、当該受給権者等に確認書を再発行する。

(送付先の変更)

第9条 受給権者等は、やむを得ない理由により市からの物価高騰重点支援給付金に係る送付物の送付先を変更したい場合は、次の書類を市に提出するものとする。

- (1) 様式第6号送付先変更届
- (2) 受給権者等の本人確認書類
- (3) 変更後の送付先住所が分かる書類

(申請期限)

第 10 条 物価高騰重点支援給付金の申請受付開始日は、市長が別に定める日とする。

2 確認書等の申請期限は、市長が別に定める日とする。

(支給の決定)

第 11 条 市長は、第 6 条の規定により確認書等を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該受給権者等に対し物価高騰重点支援給付金を支給する。

(物価高騰重点支援給付金の支給等に関する周知等)

第 12 条 市長は給付金事業の実施にあたり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第 13 条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者又は受給権者等から第 8 条第 2 項の確認書等の申請期限までに第 6 条の規定による確認書の提出又は申請書による申請が行われなかった場合、支給対象者又は受給権者等が物価高騰重点支援給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第 9 条の規定による確認書等を受理した後、又は支給決定を行った後、確認書等の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、確認書等の補正が市長が別で定める日までに行われず、受給権者等の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第 14 条 市長は、偽りその他不正の手段により物価高騰重点支援給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った物価高騰重点支援給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第 15 条 物価高騰重点支援給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第 16 条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 12 月 26 日から施行する。

別記（第5条関係）

1 配偶者やその他親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱い

(1) 以下に掲げる事例であって、かつ、(2)の申出者の満たすべき一定の要件を満たしており、その旨を申し出た場合、当該申出を行った者（以下「申出者」という。）については、基準日時点で申出者が市に住民票が所在しない場合にも、当該申出者の物価高騰重点支援給付金については、市から支給する。

- ① 配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別にしている者（婦人相談所一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。）又は婦人保護施設の入所者の暴力被害が、当該入所者の親族（配偶者を除く。以下同じ。）など、当該入所者が属する世帯の者が加害者であって、当該親族と生計を別にしている入所者を含む。）及びその同伴者であって、基準日において市に住民票を移していない者
- ② 親族からの暴力等を理由とした避難事例で、親族からの暴力等を理由に避難している者が自宅には帰れない事情を抱えているもの

(2) 申出者の満たすべき一定の要件は、次の①から④までに掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

- ① 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条に基づく保護命令（同条第1項第1号に基づく接近禁止命令又は同項第2号に基づく退去命令）が出されていること。
- ② 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に入所している者に婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。）が発行されていること。

なお、婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）や行政機関や関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体（婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体、補助金等交付団体）が発行した様式第7号の確認書も、上記証明書と同様のものとして取扱う。

- ③ 基準日の翌日以降に住民票が居住市町村へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。
- ④ ①から③に掲げる場合のほか、申出者と住民票上の世帯との間に生活の一体性がないと認められる場合

※ 婦人保護施設等に申出者が児童とともに入所している場合で、申出者の配偶者に対して当該児童への接見禁止命令が発令されている場合など、当該取扱いの趣旨を踏まえ、明らかに申出者と住民票上の世帯との生計が同一ではないと判断することができる場合を含む。

(3) 申出を行おうとするものは、物価高騰重点支援給付金の申請期限までに、様式第8号の申出書に(2)申出者の満たすべき一定の要件を満たしていることが確認できる書類

を添付し申出を行う。

2 措置入所等児童の取扱い

基準日において、以下の（１）から（６）までのいずれかに該当する児童（児童（基準日時点で満 18 歳に満たない者をいう。以下同じ。）及び児童以外の者（基準日時点で原則として満 22 歳に達する日の属する年度の末日までにある者（疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。））及び（６）における母子生活支援施設の入所者を含む。以下同じ。）については、市における申請・受給権者とする。

- (1) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 3 第 8 項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第 6 条の 4 に規定する里親に委託されている児童（保護者（児童福祉法第 6 条に規定する保護者をいう。（２）において同じ。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2 月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除く。）
- (2) 児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により入所措置が採られて同法第 42 条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法第 27 条第 2 項の規定により同法第 6 条の 2 の 2 第 3 項に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法第 27 条第 1 項第 3 号若しくは第 27 条の 2 第 1 項の規定により入所措置が採られて同法第 37 条に規定する乳児院、同法第 41 条に規定する児童養護施設、同法第 43 条の 2 に規定する児童心理治療施設若しくは同法第 44 条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童（当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者、2 月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所又は指定発達支援医療機関への入院をしている者及び保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2 月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除く。）
- (3) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 18 条第 2 項若しくは知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 373 号）第 16 条第 1 項第 2 号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。）第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成 14 年法律第 167 号）第 11 条第 1 号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（2 月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- (4) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 30 条第 1 項ただし書の規定により同法第 38 条第 2 項に規定する救護施設、同条第 3 項に規定する更生施設若しくは同法第 30 条第 1 項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所し、又は売春防止法（昭和 31 年

法律第 118 号) 第 36 条に規定する婦人保護施設に入所している児童 (2 月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。)

- (5) 児童福祉法第 25 条の 7 第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 3 第 1 項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等 (2 月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入居している者に限る。)
- (6) 児童福祉法第 23 条第 1 項の規定により同法第 38 条に規定する母子生活支援施設 (以下「母子生活支援施設」という。) に入所している者 (2 月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。)

3 入所措置等が執られている障害者・高齢者の取扱い

以下の (1) 又は (2) のいずれかに該当する「措置入所等障害者」及び「措置入所等高齢者」(以下「措置入所等障害者・高齢者」という。) であつて、基準日において、市内の措置入所等施設所在地に住民票を移していない措置入所等障害者・高齢者については、市における申請・受給権者とする。

- (1) 「措置入所等障害者」とは、身体障害者福祉法 (昭和 24 年法律第 283 号) 第 18 条第 1 項若しくは第 2 項又は知的障害者福祉法 (昭和 35 年法律第 37 号) 第 15 条の 4 若しくは第 16 条第 1 項第 2 号の規定による措置が執られている者 (措置が執られている者には、措置施設入所者や措置入所に準ずるものとして措置権者が適当と認める者 (成年後見人、代理権付与の審判がされた保佐人及び代理権付与の審判がされた補助人が選任されている者等を含む。)) を含む。以下同じ。)(2 か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)
- (2) 「措置入所等高齢者」とは、老人福祉法 (昭和 38 年法律第 133 号) 第 10 条の 4 第 1 項及び第 11 条第 1 項の規定による入所等の措置等が執られている者 (2 か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)